



新潟県発達障害者支援体制整備に関する 基本方針及びアクションプラン

令和7年4月

新潟県福祉保健部障害福祉課

新潟県教育庁義務教育課

新潟県発達障害者支援体制整備検討委員会

新潟県特別支援教育総合推進事業運営協議会

目 次

第1章 基本方針の概要

1 策定の趣旨	1
2 基本方針	1
3 取組の柱	2
4 取組の体系と地域生活支援のイメージ	4

第2章 基本方針に沿った今後の取組（アクションプラン）

I 身近な地域で適切な支援を行うための支援体制の構築	
1 市町村を中心とした相談支援体制の構築	6
2 それぞれのライフステージに応じた支援・連携体制の構築	7
3 ライフステージ移行時の円滑な情報の引継ぎ	8
4 人材の育成	8
5 医療機関の確保及び連携	9
6 保護者支援	10
7 発達障害の理解の促進（県民向け普及啓発）	11
8 情報の発信	11
II ライフステージに応じた支援体制の構築	
1 乳幼児期の支援の充実	12
2 就学期の支援の充実	13
3 成人期の支援の充実	16

第1章 基本方針の概要

1 策定の趣旨

本県では、平成25年4月に新潟県発達障害者支援体制整備に関する基本方針及びアクションプランを策定し、相談支援体制の構築、人材の育成、保護者支援等、発達障害者支援体制の整備を進めてきました。その結果、発達障害に対する県民の理解は広がり、発達障害の方に対する支援は着実に進展してきているといえます。

一方、ライフステージ移行時の円滑な情報の引継ぎ等、課題が残るものもあり、引き続き取り組んでいく必要があります。

平成28年には発達障害者支援法が一部改正され、新たに、切れ目のない支援、社会的障壁の除去、発達障害のある子もない子も共に教育を受けられるような配慮、就労定着の支援等が規定されました。

このたび、前基本方針及びアクションプランが終期を迎えましたが、このような状況を踏まえ、本県では、令和5年2月に「新潟県発達障害者支援体制整備に関する基本方針及びアクションプラン（令和5年度～9年度）策定検討会」を設け、5年間の取組を評価するとともに、今後の新たな取組について検討いただき、令和5年度から令和9年度の新潟県発達障害者支援体制整備に関する基本方針及びアクションプランを策定しました。

今後は、本基本方針及びアクションプランに基づき、市町村等の関係機関と一層の連携を図り、総合的・計画的に発達障害者支援体制の整備に取り組んでいくこととします。

※ 発達障害者支援法における発達障害の定義について

「自閉症・アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害その他のこれに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」

2 基本方針

本県の発達障害者支援に関する体制の整備にあたり、次の2つの基本方針を掲げます。

I 身近な地域で適切な支援を行うための支援体制の構築

発達障害者にとってできるだけ身近な地域で、当事者のニーズにあった支援を行うことができるよう取り組みます。

II 乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた支援体制の構築

乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた適切な支援を行うとともに、その支援がライフステージを通じて途切れることがないように取り組みます。

本基本方針に沿って取り組む期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とし、必要に応じて適宜見直しを図ることとします。

なお、情報の引継ぎや共有、人材の育成、取組の評価等、重点的に検討する必要があるものについては、ワーキンググループ等において検討していくこととします。

3 取組の柱

I 身近な地域で適切な支援を行うための支援体制の構築

1 市町村を中心とした相談支援体制の構築

発達障害者にとってより身近な地域で相談できることが基本であるため、すべての市町村で相談支援体制の充実が図られるよう働きかけるとともに発達障害者支援センターによる市町村への支援を行います。

2 それぞれのライフステージに応じた支援・連携体制の構築

福祉・教育等の多職種を対象とした研修会等を実施し、地域における連携体制の構築を図ります。

3 ライフステージ移行時の円滑な情報の引継ぎ

ライフステージに応じた一貫した支援のために、相談支援ファイル等のサポートノート（以下「相談支援ファイル」という。）の活用を推進します。

4 人材の育成

発達障害者に関わる支援者への体系的な研修を実施し、資質向上を図ります。

5 医療機関の確保及び連携

発達障害者への診断・診察・対応等が行えるよう医師等の医療従事者への研修を実施するとともに、発達障害の診療ができる医療機関の情報を発信します。

6 保護者支援

発達障害者の家族やその他の関係者が適切な対応をすることができるよう、発達障害の特性の理解を促進するとともに、子育て支援の方法として、特性をふまえた支援の方法やペアレント・トレーニング等の技法について情報提供します。また、ペアレントメンターの養成・活用により保護者同士の支援体制を整備します。

※ ペアレントメンター：発達障害児者の親であって、所定の研修を受けた者で、その経験をいかし、発達障害のこどもをもつ養育者の悩みや困り感の相談にのる者。

※ ペアレント・トレーニング：こどもの行動に焦点をあて、ほめることで望ましい行動を増やしたり、指示の出し方等を具体的に学ぶ親支援プログラム。発達障害児の行動変容にも効果があるといわれている。また、子育てのストレスを軽減するともいわれている。

7 発達障害の理解の促進（県民向け普及啓発）

普及啓発事業の実施により発達障害に対する正しい理解の促進を図ります。

8 情報の発信

発達障害に関する研修等の情報を集約し、定期的に発信します。

Ⅱ ライフステージに応じた支援体制の構築

1 乳幼児期

早期の気づきのための健診・相談体制の充実を図ります。

保育所・幼稚園・こども園における早期の気づきと支援のため、巡回支援の実施や発達支援コーディネーター等の配置、こども家庭センターとの連携促進を図ります。

2 就学期

小・中・高等学校において、本人を主体にして作成した個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した一層の指導の充実を図るとともに、教育と福祉の連携を図りながら切れ目ない支援を行います。

また、社会的・職業的自立を図るため、早期からキャリア教育・職業教育の充実に向けた取組を行います。

3 成人期

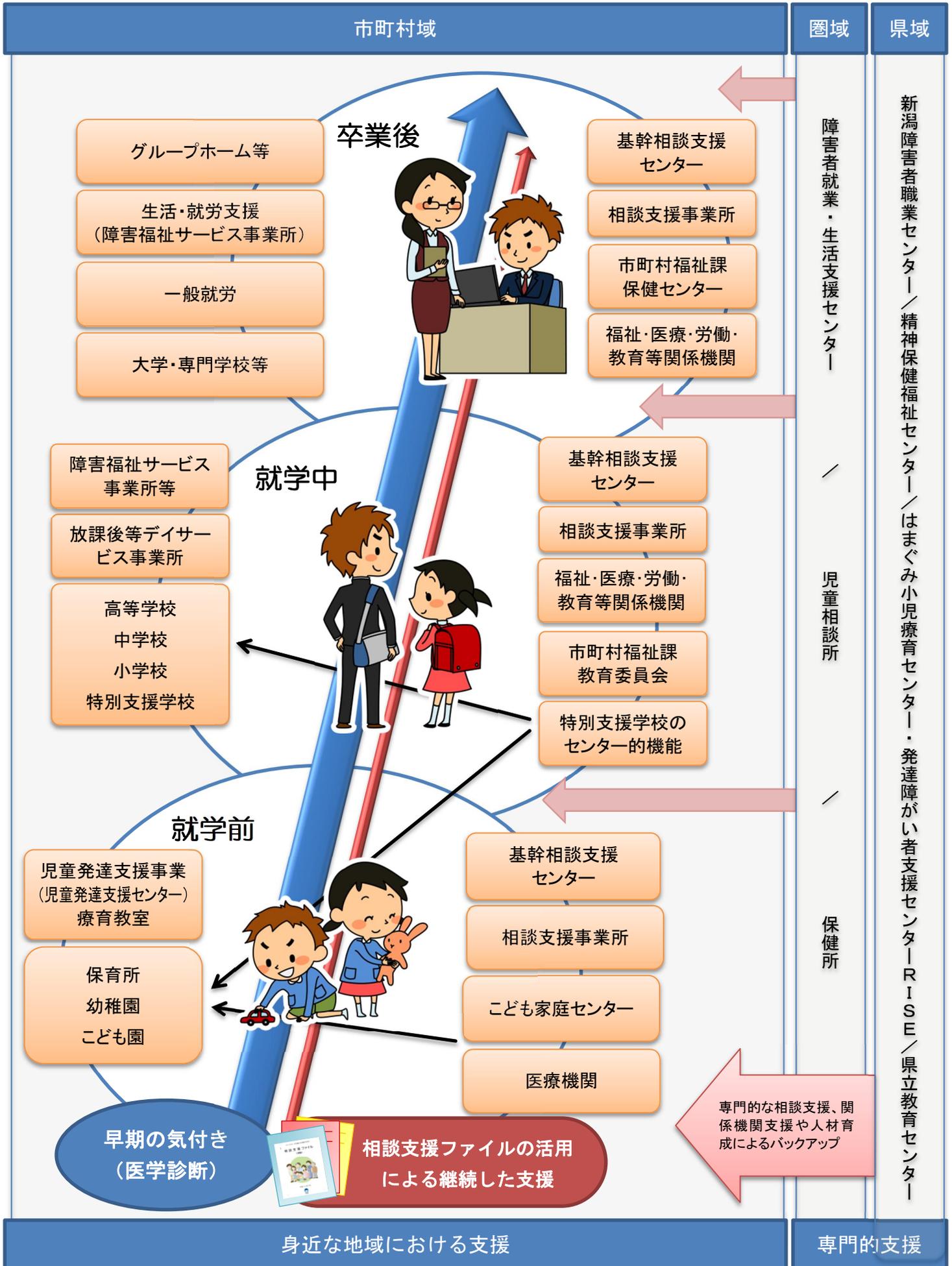
成人期における気づきの支援のため、発達障害に関する理解を広めるとともに、相談窓口や医療機関の周知に取り組みます。

また、自立に向けた支援のため、生活訓練や就労に向けた訓練、就労の定着のための支援の充実を図るとともに、就労支援機関と企業の連携を図ります。

4 取組の体系と地域生活支援のイメージ

基本理念	基本方針	取組の柱と今後の取組・対応策
障害のある人もない人もお互いの個性を尊重し、支え合いながら共に生きる地域社会	身近な地域で適切な支援を行うための支援体制の構築	1 市町村を中心とした相談支援体制の構築
		<ul style="list-style-type: none"> ○市町村の相談体制整備 ○発達障害者支援センターと市町村の基幹相談支援センター等との重層的な支援体制の構築
		2 それぞれのライフステージに応じた支援・連携体制の構築
		<ul style="list-style-type: none"> ○地域における連携体制の構築
		3 ライフステージ移行時の円滑な情報の引継ぎ
		<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援ファイルの利活用の周知
		4 人材の育成
		<ul style="list-style-type: none"> ○研修体系の整理、再構築
	5 医療機関の確保及び連携	
	<ul style="list-style-type: none"> ○医師等医療従事者の対応力向上 ○診療できる医療機関の公表 ○地域での連携体制構築 	
	6 保護者支援	
	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者が安心して相談できる場所の充実 ○子育て支援の具体的な方法の普及（ペアレント・トレーニング等の普及等） ○親同士の支援（ペアレントメンターの養成と活用） ○虐待予防への対応 	
	7 発達障害の理解の促進（県民向け普及啓発）	
	<ul style="list-style-type: none"> ○継続的な普及啓発（より具体的な普及啓発事業の検討、継続的な実施） 	
8 情報の発信		
<ul style="list-style-type: none"> ○発達障害に関する研修・相談窓口・社会資源等の情報の集約 		
ライフステージに応じた支援体制の構築	◎早期の気づき	
<ul style="list-style-type: none"> ○市町村による体制整備（健診・スクリーニングの充実、保育所等における気づきの支援） ○保護者への気づきの支援 		
◎早期支援		
<ul style="list-style-type: none"> ○療育支援体制の整備（保育所等の支援体制の整備） ○関係者間での情報共有のあり方の整理 		
◎気づきの強化		
<ul style="list-style-type: none"> ○教員の専門性向上 ○保育所等からの情報の提供 ○障害児通所支援事業所との連携 ○校種間の情報の円滑な引継ぎ 		
◎支援の充実		
<ul style="list-style-type: none"> ○小・中・高等学校における特別支援教育の充実 ○学校と福祉の連携強化 ○学校外の活動場所の確保 ○家庭教育の支援 ○自己理解・他者理解の支援 ○生徒・保護者への発達障害の理解促進 ○不登校・いじめ・非行への対応 ○職業的自立、就労に向けた支援 ○保護者への特別支援教育の理解促進と卒業後の進路相談 		
◎気づきの強化		
<ul style="list-style-type: none"> ○発達障害の理解・相談窓口の情報提供 ○専門医の情報提供 ○高等学校卒業後の情報の引継ぎ及び中途退学者等への支援 ○ひきこもりへの対応 ○大学・専門学校への啓発・連携 		
◎支援の充実		
<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援の充実 ○生活支援の充実（社会的スキル習得機会の提供、交流と学びの場の確保） ○大学・専門学校への啓発・連携 ○就労支援の充実（就労に向けた訓練機会や就労定着のための支援等） 		

発達障害者の地域生活支援のイメージ



第2章 基本方針に沿った今後の取組（アクションプラン）

I 身近な地域で適切な支援を行うための支援体制の構築

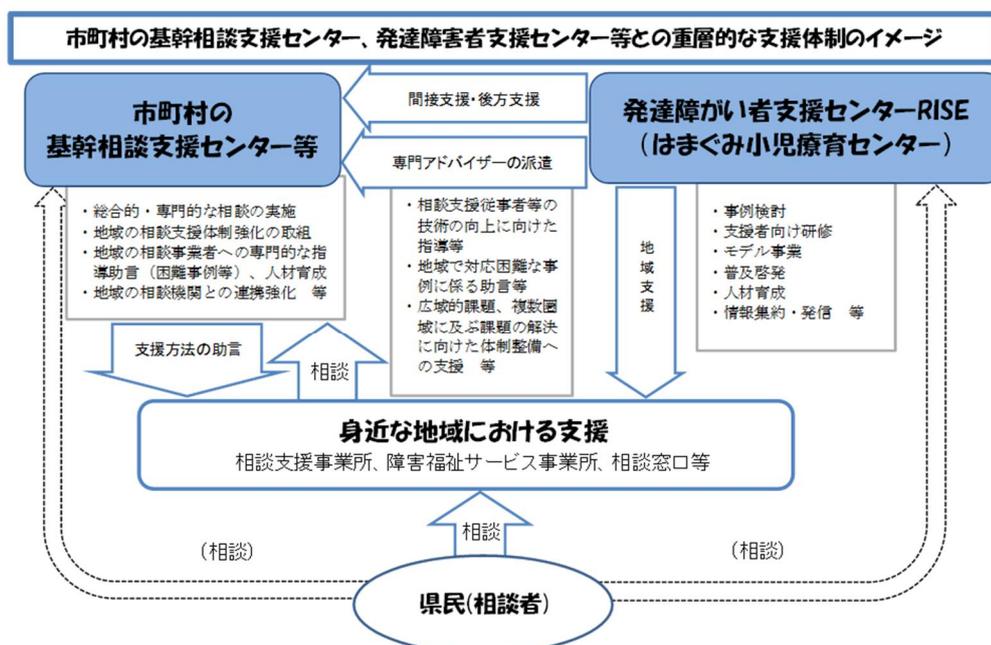
1 市町村を中心とした相談支援体制の構築

【現状と課題】

- ・相談支援は身近な市町村で行うことが基本であり、各市町村において支援体制を整備することが必要である。
- ・市町村において、総合的・専門的な相談支援を実施する基幹相談支援センター等とその他の相談支援事業所との役割分担や連携を通じ、各地域の状況に応じた重層的な相談支援体制を構築する必要がある。
- ・市町村における相談支援体制の整備に当たっては、市町村自立支援協議会の場で地域の様々な意見を踏まえることが有用である。
- ・市町村の相談支援体制の充実、あるいは、地域格差の解消のためには、県による広域的・専門的な支援の役割も重要となる。

【取組の方向性】

- ・市町村自立支援協議会での検討を促進するため、発達障害専門部会等の設置市町村の拡充に向けて働きかける。
- ・市町村における相談支援体制の充実が図られるように働きかけるとともに、発達障害者支援センターと基幹相談支援センター等との連携を強化し、地域における重層的な支援体制を構築する。



今後の取組・対応策	具体的な取組	担当課
○市町村の相談体制整備 ・市町村自立支援協議会における相談支援体制の検討の促進	・市町村自立支援協議会での発達障害専門部会等の設置市町村の拡充に向けた働きかけ ・専門アドバイザーによる体制整備支援	障害福祉課
・市町村自立支援協議会における検討を踏まえ、地域で解決できない課題等については、圏域の連絡調整会議、県自立支援協議会、県発達障害者体制整備検討委員会で対応を検討	・地域診断の方法周知 ・各市町村の課題把握→圏域の会議や県委員会等での検討 ・発達障害者支援センターや専門アドバイザーの周知・活用	障害福祉課
○発達障害者支援センターと市町村の基幹相談支援センター等との重層的な支援体制の構築 ・市町村と支援機関との連携体制の強化	・市町村に対する周知 ・発達障害者支援センターに発達障害者地域支援マネジャーを配置 ・発達障害者支援センター等との連携強化 ・圏域部会の活用 ・基幹相談支援センター、相談事業所との連携強化	障害福祉課

2 それぞれのライフステージに応じた支援・連携体制の構築

【現状と課題】

- ・「個別支援計画を柱としたチーム支援」の仕組みを県内各地域で機能させるため、福祉・教育等の多職種がさらに連携する必要がある。
- ・ライフステージに応じた有効な地域連携の事例や取組例を他の地域に広めることが必要である。

【取組の方向性】

- ・全市町村において個別支援会議の実施体制が整備されるよう、福祉・教育等の多職種が参加する研修会等を実施する。

今後の取組・対応策	具体的な取組	担当課
○地域における連携体制の構築 ・連携体制構築のための研修会の実施	・多職種の参加者による情報共有・意見交換 ・各ライフステージの具体的な連携事例の情報提供	障害福祉課 義務教育課
・「チームアプローチのすすめ」の活用促進	・研修会での配布 ・内容の検討→改訂	障害福祉課 義務教育課

3 ライフステージ移行時の円滑な情報の引継ぎ

【現状と課題】

- ・ライフステージ移行時や支援者の変更時の情報の円滑な引継ぎには相談支援ファイルが有効であり、市町村ごとに特色あるファイルを作成するなど、取組は広がっている。
- ・相談支援ファイルが利活用されるためには、支援者が保護者（利用者）に利活用を働きかけることも必要である。

【取組の方向性】

- ・相談支援ファイルの一層の普及・利活用を図るため、好事例を紹介するなど、支援者に活用方法を周知する。

今後の取組・対応策	具体的な取組	担当課
○相談支援ファイルの利活用 ・保健師、保育士、教員、サービス提供者、相談支援従事者等への周知・活用の呼びかけ	・連携体制構築のための研修会において活用について説明（市町村等の事例紹介）	障害福祉課 義務教育課
・保護者（利用者）の状況に応じた活用	・研修会等で具体的な活用方法を検討 ・紹介	義務教育課 障害福祉課
・個別の教育支援計画や個別の指導計画、福祉の個別支援計画を相談支援ファイルに綴り、活用するよう周知	・各学校に対し個別の教育支援計画・個別の指導計画を保護者に配布するよう周知 ・研修会で教員、サービス提供者へ説明	義務教育課 障害福祉課

4 人材の育成

【現状と課題】

- ・適切な支援を行うため、支援者（保健師、保育士、教員、サービス提供者、相談支援従事者、行政職員等）の資質向上を図ることが必要である。
- ・各支援機関がそれぞれ多様な研修を実施しているが、支援者の役割や経験に応じた研修を体系的・段階的に実施する必要がある。

【取組の方向性】

- ・既存の研修体系を整理するとともに、支援者の役割や経験に応じ、段階的・継続的な研修内容となるよう見直しを行う。

今後の取組・対応策	具体的な取組	担当課
○研修体系の充実 ・実施機関・対象者・内容レベルに応じた研修体系の整理とカリキュラムの作成、実施	・現状を確認し、研修体系・内容の整理、実施 ・こどものメンタルケア事例検討会の定期的な実施	障害福祉課 義務教育課 高等学校教育課 健康づくり支援課 こども家庭課 障害福祉課

5 医療機関の確保及び連携

【現状と課題】

- ・発達障害の診療ができる医療機関は徐々に増加しているが、身近な地域で診療を受けるためには十分とは言えない。
- ・発達障害の診療ができる医療機関についての情報を引き続き発信する必要がある。
- ・気づきの後に適切な療育や支援につなげることが重要であるため、支援機関と医療機関との適切な連携が必要である。
- ・発達障害に関する専門医と地域のかかりつけ医との連携が必要である。

【取組の方向性】

- ・医師等の医療従事者、心理士等に研修を実施し対応力の向上を図るとともに、発達障害児者の療育体制の情報を発信する。
- ・診療ができる医療機関について情報提供する。
- ・小児科だけでなく、精神科領域との連携を図る。

今後の取組・対応策	具体的な取組	担当課
○医師等医療従事者の対応力向上	・医師等の医療従事者を対象とした研修実施（講師を国立精神・神経医療研究センター等の研修へ派遣） ・研修会の効果の検証と実施方法についての検討 ・療育体制の周知 ・相談支援体制の周知	障害福祉課
○診療ができる医療機関の公表	・ホームページ等での公表 ・医療機関調査の項目の検討 ・医療機関調査の実施・更新	障害福祉課
○地域での連携体制構築	・具体的な連携事例の情報提供	障害福祉課

6 保護者支援

【現状と課題】

- ・発達障害児者の発達には、最も身近な支援者である保護者の関わり方が重要である。
- ・保護者が適切に養育できるような支援が必要である。
- ・家族が発達障害の特性を理解し受け入れ、自立を促す養育ができるようになるためには、寄り添い、継続的に支援する必要がある。
- ・本人のみならず、保護者を支えるためには、身近なところに安心して相談できる場があることが有用である。
- ・保護者支援の方法（ペアレント・トレーニング等）は多くの地域で実施されているが、一層普及していくために、継続的な取組が行えるよう工夫が必要である。

【取組の方向性】

- ・保護者が安心して相談できる場所の充実。
- ・特性をふまえた支援方法（構造化、視覚支援等）やペアレント・トレーニング等の普及を図る。
- ・保護者と同じ立場であるペアレントメンターの養成及び活用を進める。

今後の取組・対応策	具体的な取組	担当課
○子育て支援の具体的な方法の普及 ◇特性をふまえた家庭での支援方法の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・支援者向け研修会の実施 ・地域における保護者向け研修会への支援 	障害福祉課 健康づくり支援課
◇ペアレント・トレーニング等の普及と継続	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、保育所等に対する情報提供 ・研修を受講した指導者（講師）の活用 ・実践者を増やす研修会等の実施、フォローアップ研修の実施 	障害福祉課 こども家庭課 こども家庭課 障害福祉課
○保護者同士の支援 ◇ペアレントメンターの養成と活用 ・地域における活用（親子教室、母子保健事業、児童発達支援センター、障害児通所支援事業所等）	<ul style="list-style-type: none"> ・養成研修、フォローアップ研修の実施 ・派遣方法、活用事例の周知 	障害福祉課
○虐待予防への対応 ・児童相談所・市町村等関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会における連携強化 ・市町村における児童福祉と母子保健の一体的支援体制の整備推進 	こども家庭課 障害福祉課 健康づくり支援課 こども家庭課
・保護者支援プログラム等についての情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対する情報提供 	こども家庭課

供		
---	--	--

7 発達障害の理解の促進（県民向け普及啓発）

【現状と課題】

- ・発達障害は徐々に知られるようになってきたが、一方で誤解や偏見を生む情報も氾濫している。
- ・発達障害に対する誤解を取り除き、理解と支援があれば、その人らしく生活していけることを発信していく必要がある。
- ・平成 21 年度に決定した「発達障害への理解と支援を広げるためのシンボルマーク」が県内に広く普及したとは言い難い。
- ・パンフレット等の情報の更新、継続した活用が必要である。

【取組の方向性】

- ・普及啓発事業の継続的な実施により、発達障害に対する正しい理解の促進を図る。

今後の取組・対応策	具体的な取組	担当課
○継続的な普及啓発 ◇より効果的な普及啓発事業の検討、継続的な実施 ・シンボルマークの普及 ・パンフレット・啓発グッズ等の作成配布	・県ホームページへの掲載 ・会議・研修会・イベントで使用・配布	障害福祉課
・世界自閉症啓発デー、発達障害啓発週間における啓発活動	・ブルーライトアップや啓発イベントを実施	障害福祉課
・ホームページによる情報発信	・県・RISEのホームページの充実	障害福祉課

8 情報の発信

【現状と課題】

- ・ホームページを閲覧した人が欲しい情報にたどり着けるような工夫が必要である。

【取組の方向性】

- ・発達障害に関する研修や社会資源等の情報を集約し、定期的に発信する。

今後の取組・対応策	具体的な取組	担当課
○発達障害に関する研修・相談窓口・社会資源等の情報の発信 ・定期的な情報収集と情報発信	・定期的に情報を集約し、県・RISEのホームページでの情報発信	障害福祉課

Ⅱ ライフステージに応じた支援体制の構築

1 乳幼児期の支援の充実

【現状と課題】

- ・市町村にこども家庭センターが設置されたことで、早期の気づきや相談支援、虐待の早期発見など、総合的な支援体制が整ってきている。
- ・保育士等現場スタッフの意識・知識・技術、療育機能のさらなる向上が必要である。
- ・保護者が子の障害を受け入れられず、適切な支援につながらないこともある。

【取組の方向性】

- ・市町村における早期の気づきのための健診・相談体制の充実を図るとともに、こども家庭センターとの連携を図る。
- ・保育所等における早期の気づきと支援のため、巡回支援の実施や発達支援コーディネーター・特別支援教育コーディネーターの配置の促進を図る。

今後の取組・対応策	具体的な取組	担当課
◎早期の気づき		
○市町村による体制整備		
◇健診の充実		
・健診の手引きの周知	・改訂内容の周知	健康づくり支援課
・1歳半健診時のM-CHAT等のアセスメントツール活用のための情報提供	・研修会の実施	健康づくり支援課 障害福祉課
・3歳児健診結果に基づく支援の充実	・実態調査→市町村間の情報共有の促進	健康づくり支援課 障害福祉課
◇3歳児健診以降就学前までのスクリーニングの充実		
・5歳児相談の実施	・実態調査→市町村間の情報共有の促進	健康づくり支援課 障害福祉課
・就学时健診との連携	・教育支援委員会の活用	義務教育課
◇保育所等における気づきの支援		
・発達支援コーディネーター等の配置	・実態調査→市町村間の情報共有の促進	障害福祉課
・巡回相談の実施	・国庫補助事業の活用周知 ・実態調査→市町村間の情報共有の促進	障害福祉課
○保護者への気づきの支援		
・保護者への情報発信	・支援者向け研修会の実施	障害福祉課 健康づくり支援課
◎早期支援		

○療育支援体制の整備		
◇保育所等の支援体制の整備		
・ 保育士等の専門性向上	・ 研修会の実施	こども家庭課
・ 私立保育所等への支援	・ 補助事業の継続	こども家庭課
・ 巡回支援専門員の整備	・ 国庫補助事業の活用周知	大学・私学課
・ 気づきからの支援	・ 研修会の実施	障害福祉課
・ 障害児通所支援事業（児童発達支援事業所	・ 市町村自立支援協議会等での検討	障害福祉課
・ 児童発達支援センター、保育所等訪問支援事業所）の利用拡大	・ 研修会等の実施	
・ 療育相談の実施	・ より効果的な相談体制の検討	健康づくり支援課
○関係者間での情報共有のあり方の整理	・ 情報共有のあり方を検討、整理	障害福祉課

2 就学期の支援の充実

【現状と課題】

- ・ 各学校において特別支援教育の充実と特別支援教育に対する保護者の理解を深めることが必要である。
- ・ 保育所等から小学校への情報の引継ぎ、小学校から中学校、高等学校への円滑な情報の引継ぎが適切な支援につながる。
- ・ 学校と福祉が連携した支援（学校における相談支援ファイルの活用、個別の教育支援計画と福祉の個別支援計画の連携）が必要である。
- ・ 個別の指導計画の作成数は増えているが、実際の教育に十分に生かされていない場合もある。
- ・ 本人の学校以外での活動場所づくり等のため、放課後児童クラブや放課後等デイサービス、日中一時支援などの利用を求める保護者が増加している。
- ・ 学校卒業後の社会的・職業的自立を促進するためのキャリア教育、職業教育の充実、就労に向けた支援が求められている。
- ・ 普通高校に進学したのち、適切な支援が受けられず中退や転学となることもあり、中学校における進路指導を適切に行う必要がある。
- ・ 高等学校においても、必要な生徒に個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成し、適切に支援する必要がある。
- ・ 学校や教員に対して、高等学校における特別支援教育について啓発が必要である。
- ・ 就学後に障害が判明した場合については、本人や保護者の障害に対する理解や受容が難しい。

【取組の方向性】

- ・ 学校教育の中で発達障害のある児童・生徒への気づき及び適切な支援を実施するために教員の専門性向上を図る。
- ・ 相談支援ファイルを活用し、就学前から卒業までの円滑な情報の引継ぎ、支援が行われ

るよう、好事例の紹介を行う。

- ・小・中・高等学校において、本人を主体にして作成した個別の教育支援計画や指導計画に基づく特別支援教育の充実を図る。
- ・高等学校における通級指導教室の現状について、中学校の教員や中学生の保護者に対し、情報提供を行う。

今後の取組・対応策	具体的な取組	担当課
◎気づきの強化 ○教員の専門性向上 ・研修資料の作成	・研修内容の検討・実施 ・個別の指導計画、個別の教育支援計画作成・活用ガイドブック作成	義務教育課 障害福祉課
○保育所等からの情報の提供 ・教育支援委員会の情報提供	・個別の指導計画、個別の教育支援計画の活用促進	義務教育課
・保育所等から小学校への円滑な引継ぎ	・相談支援ファイルの活用促進	障害福祉課 義務教育課
○障害児通所支援事業所との連携	・相談支援ファイルの活用促進	義務教育課
○校種間の情報の円滑な引継ぎ ・小学校から中学校への円滑な引継ぎ	・個別の指導計画と個別の教育支援計画の活用促進	義務教育課
・中学校から高等学校への円滑な引継ぎ	・引継ぎの内容・手続きの検討、作成 ・個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成	高等学校教育課
◎支援の充実 ○小・中・高等学校における特別支援教育の充実 ・校内委員会、特別支援教育コーディネーターの活用 ・県立教育センターでの研修の充実 ・特別支援学校のセンター的機能の活用 ・通級指導教室の適正配置	・特別支援教育コーディネーターの校内支援体制構築に向けた役割等の指導 ・研修内容の充実に向けた体系整理 ・関係機関への周知 ・小中学校の通級指導教室の適正配置 ・高等学校の通級指導教室の新規設置の検討	義務教育課 高等学校教育課
・スクールソーシャルワーカーの活用	・校内研修会やケース会議の実施	生徒指導課
・個別の指導計画の充実	・各学校に対して周知	義務教育課

<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の教育支援計画の作成及び活用の推進 		高等学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ◇私立中学高等学校への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会等の実施の推進 ・ スクールカウンセラー等の活用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県単補助事業の継続 	大学・私学課
<ul style="list-style-type: none"> ○学校と福祉の連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の教育支援計画と福祉の個別支援計画の連携 ・ 担当者会議等の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な連携事例の情報提供 ・ 情報共有のあり方を検討、整理 	障害福祉課 義務教育課 高等学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ○学校外の活動場所の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児通所支援事業等の整備・促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助事業の活用周知 ・ 関係機関との情報共有 ・ 事業所情報の提供 	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童健全育成事業の活用・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会等の実施 	こども家庭課
<ul style="list-style-type: none"> ○家庭教育の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 巡回教育相談の実施 	義務教育課
<ul style="list-style-type: none"> ○自己理解・他者理解の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援ツールの検討及び実践の積み重ね ・ キャリア教育に関する情報を各学校に提供 	義務教育課
<ul style="list-style-type: none"> ○生徒・保護者への発達障害の理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ センター的機能による研修会の実施 ・ 学級通信での情報発信 	義務教育課 高等学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ○不登校・いじめ・非行への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ スクールカウンセラー等の配置、活用強化 ・ いじめ見逃しゼロ県民運動の推進 ・ 総合支援チーム訪問支援の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の学級における支援体制の充実 ・ 生活安全課や少年サポートセンターとの連携 	生徒指導課 義務教育課 高等学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ○社会的・職業的自立、就労に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業教育、職場実習の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育課程の見直し ・ 受入企業の開拓 ・ センター的機能による研修会の実施 ・ 企業等との連携強化 	義務教育課 高等学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用・障害者手帳の理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会等で教員に情報提供 ・ 保護者に情報提供 	義務教育課 高等学校教育課 高等学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ○保護者への特別支援教育の理解促進と卒業に向けた進路相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の教育支援計画に基づいた進路相談の実施の啓発 	義務教育課 高等学校教育課

3 成人期の支援の充実

【現状と課題】

- ・成人期に初めて気づきのある人も多く、その場合、当事者の障害理解と受容に時間がかかったり、どこに相談したらよいかわからなかったりする場合がある。
- ・ひきこもり等の状態の人だけでなく、大学等での生活に悩む人の中にも発達障害を有している人がおり、支援が必要な場合がある。
- ・日常生活の基本的技能の習得につまずき、生活面での困難を抱えている人もいる。
- ・高等学校や大学等を中退した人の中には、相談支援機関への情報の伝達がなく、必要な支援につながらない場合がある。
- ・企業への発達障害に関する情報発信の不足等により、就労に結びつかないこともある。
- ・就労を継続するためには、企業の理解の促進が必要である。
- ・成人期の発達障害の診断、ケースワーカーや心理士による支援ができる医療機関が少ない。

【取組の方向性】

- ・成人期における気づきの支援のため、発達障害に関する理解を広めるとともに、相談しやすい窓口づくりの取組を行う。
- ・高等学校や大学等を卒業（中退）後、適切な支援を受けることができるよう、地域の関係機関に情報の引継ぎの促進や保護者への理解を促す取組を行う。
- ・日常生活の技能が向上するよう生活訓練の充実を図る。
- ・企業のニーズを踏まえた就労に向けた訓練や就労の定着のための支援の充実を図る。
- ・就労に向けて、障害者雇用促進制度・障害者手帳の理解の促進を図り、学校卒業後の就労に関して情報提供を行う。
- ・発達障害について、企業の理解を促進する。

今後の取組・対応策	具体的な取組	担当課
◎気づきの強化 ○発達障害の理解・相談窓口の情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の広報誌等への掲載 ・各種相談窓口への発達障害の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・自閉症啓発デー、発達障害啓発週間における掲載の促進 ・県ホームページで市町村における相談窓口について情報提供 ・研修会等の実施 	障害福祉課
○専門医の情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・診療ができる医療機関の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関調査の実施・更新 	障害福祉課
○高等学校卒業後の情報の引継ぎ及び中途退学者等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・学校から次の支援者への引継ぎ内容・手続きの整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の関係機関への情報の引継ぎ ・在学中における支援のつなぎを促 	高等学校教育課

	<p>進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア関連の支援に関する情報提供 ・個別の教育支援計画の作成の促進 ・高等学校教員の福祉への理解の促進 	
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者へ相談窓口の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・「相談窓口の紹介」リーフレットの配付 	生徒指導課
<p>○ひきこもりへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の明確化 ・ひきこもりへの支援との協働 ・ひきこもり地域支援センター及び地域若者サポートステーションとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・各相談機関の役割を整理 ・ひきこもり対策連絡協議会、若年者等無業者自立支援ネットワーク等における連携 	<p>障害福祉課</p> <p>障害福祉課</p> <p>雇用能力開発課</p>
<p>○大学・専門学校への啓発・連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会等の実施 	障害福祉課
<p>◎支援の充実</p> <p>○相談支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスにつながらない人への相談支援 ・各種相談窓口への発達障害の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会等の実施 	障害福祉課
<p>○生活支援の充実</p> <p>◇社会的スキル習得機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所の活用、支援等（自立訓練（生活訓練）事業所等の活用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の活動把握→先行事業所の活動紹介 	障害福祉課
<p>◇交流と学びの場の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者サロン・家族教室の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握→実施に向けた働きかけ 	障害福祉課
<p>○大学・専門学校への啓発・連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会等の実施 	障害福祉課
<p>○就労支援の充実</p> <p>◇就労に向けた訓練機会や就労定着のための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所の活用、支援等（就労移行支援事業所等の活用） ・職業訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の活動把握→先行事業所の活動紹介 ・テクノスクールでの訓練の充実 	<p>障害福祉課</p> <p>雇用能力開発課</p>
<p>◇就労に向けた障害者雇用促進制度・障害者手帳の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の状況に応じた相談支援・情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就業・生活支援センターや労働関係機関による相談支援・情報提供 ・県ホームページへの掲載 	<p>雇用能力開発課</p> <p>障害福祉課</p>
<p>◇企業に対するアプローチ</p>		

<ul style="list-style-type: none"> ・利用できる施策・制度の周知 ・企業が就労移行支援事業所を知る機会の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就業・生活支援センターやハローワーク、障害者職業センターとの連携による周知、見学会等の実施 	<p>障害福祉課 雇用能力開発課</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・企業（事業主、採用・人事担当者）の理解の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害特性の理解、障害者雇用の促進・職場定着支援 	<p>雇用能力開発課</p>